

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：下関市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	明治34年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	山口県下関市	職員数 (H22. 4. 1現在)	164
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	87 (H21年度)	財政力指数	0.590 (H21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	( 年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	( 年度)
経常収支比率 (%)	94.8 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	10.8 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	115.7 (H21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月13日 合併前市町村：下関市・豊浦町・豊北町・菊川町・豊浦町] 平成17年2月13日市町村合併時に豊浦町及び豊北町水道事業会計を統合。平成20年4月1日に菊川町簡易水道事業を統合し、平成21年4月1日に残りの菊川町及び豊田町の簡易水道事業を統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	下関市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	下関市水道事業管理者 上下水道局長 吉武 泰志
既存計画との関係	長期財政計画 (H22～H31年度) ・下関市水道事業経営健全化計画 (H19～H23) 長期財政計画 (H19～H28年度) ・集中改革プラン (H17～H21年度)
公表の方法等	補正予算の際に議会へ説明を行い、ホームページに掲載
基本方針	下関市水道事業経営健全化計画を基本として、平成23年度実施予定の料金改定により更新財源及び安全対策に要する経費を確保しつつ引き続き経営効率化に取り組み、経営の健全化に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 7%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,125,805.7	112,718.9	947,714.3	2,186,238.8
	補償金免除額	169,145.6	26,399.5	270,889.0	466,434.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	202,333.5	447,510.2	14,811.1	664,654.6

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	1,125,805.7	112,718.9	947,714.3	2,186,238.8
合 計 (A)		1,125,805.7	112,718.9	947,714.3	2,186,238.8
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,125,805.7	112,718.9	947,714.3	2,186,238.8

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	202,333.5	447,510.2	14,811.1	664,654.6
合 計 (A)		202,333.5	447,510.2	14,811.1	664,654.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		202,333.5	447,510.2	14,811.1	664,654.6

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市水道事業の財政状況は、平成8年6月に料金改定を行って以来、平成21年度決算まで純利益を計上し、安定的に推移してきているものの、各施設が老朽化しており、経年劣化した施設の計画的な更新が必要となっている。また、平成17年2月の1市4町の合併により事業規模も拡大し、より事業活動に資金が必要となっており、今後は厳しい財政状況といえる。更新事業については、国や一般会計等からの繰出しがないため、更新事業に係る資金として起債に頼らざるを得ない状況である。</p> <p>財務の安全性（自己資本構成比率・固定資産構成比率・固定資産対長期資本比率・固定比率）は良好であるものの、同規模事業体の指標と比較した場合、やや平均値を下回っている。</p> <p>今後は更新事業の投資活動を控えており、より経営の効率化が必要となっている。</p>
経営課題	<p><b>課題 ① 会計間負担の適正化</b></p> <p>下水道使用料徴収に係る経費等が、下水道事業会計より適正に負担されていない。</p> <p>会計間の負担を適正にするため、下水道事業会計に適正な負担金を求めていく必要がある。</p> <p><b>課題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</b></p> <p>平成21年4月1日に簡易水道事業を上水道事業に統合し、また、合併した4町の各水道事務所を平成21年10月に庁舎の統合する等、事務及び施設管理の効率化による費用削減を図ってきたが、引続き維持管理費等サービス供給コストの節減合理化を推進していく必要がある。</p> <p><b>課題 ③ 定員管理の適正合理化</b></p> <p>平成16年度から検針・収納業務の一括業務委託を実施し、平成20年度より窓口収納業務等も委託範囲に含めるなど、実施可能と思われる業務については委託化をすすめている。</p> <p>今後も委託化実施対象となる業務の選定を行っていく必要がある。</p>
留意事項	<p>本市の水道事業は1市4町の合併により給水区域面積が拡大した上、山坂が多い等地形的な要因もあり、同規模事業体と比較しても多くの施設を有しているため、多額の維持管理費を必要としている。また、明治39年全国で9番目に誕生した水道事業であり、老朽化した施設が多く存在しているため、今後、計画的・効率的に施設の更新を進めていかなければならない。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	775	735	2,010	1,203	278	2,998	1,422	2,742	593	891
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	479	280	256	229	332	227	196	168	160	155
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	10	15	11	15	8	9	11	9	9	9
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	15	59	218	416						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	130	209	134	137	99	137	102	101	100	100
	9. そ の 他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	計 (A)	1,414	1,303	2,634	2,005	722	3,376	1,736	3,025	867	1,160
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	1,414	1,303	2,634	2,005	722	3,376	1,736	3,025	867	1,160
	1. 建 設 改 良 費	2,015	2,124	2,238	2,060	1,617	3,552	3,161	3,235	2,046	2,554
	うち職員給与費	220	215	215	221	212	228	228	230	233	232
	2. 企 業 債 償 還 金	1,622	1,438	2,682	2,376	1,560	2,500	2,167	3,031	1,556	1,621
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他	5	6	8	6	6	7	7	7	7	7
計 (D)	3,642	3,568	4,928	4,442	3,183	6,059	5,335	6,273	3,609	4,182	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,228	2,265	2,294	2,437	2,461	2,683	3,599	3,248	2,742	3,022	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,083	2,083	2,006	2,071	2,049	2,153	2,191	2,238	2,288	2,270
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	65	96	203	305	349	375	1,272	871	371	645
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	80	86	85	61	63	155	136	139	83	107
計 (F)	2,228	2,265	2,294	2,437	2,461	2,683	3,599	3,248	2,742	3,022	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	22,126	21,422	23,187	22,013	20,731	21,229	20,484	20,195	19,232	18,502	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	250	283	363	191	121	107	98	90	83	76
	うち基準内繰入金	99	94	129	126	106	94	86	79	73	67
	うち基準外繰入金	151	189	234	65	15	13	12	11	10	9
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	487	295	267	244	340	237	208	178	169	164
	うち基準内繰入金	471	270	228	210	306	205	175	144	137	139
	うち基準外繰入金	16	25	39	34	34	32	33	34	32	25
合 計		737	578	630	435	461	344	306	268	252	240

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (%)	101.4	100.6	95.7	96.5	96.9	88.5	103.0	102.6	98.6	98.9
資本費 (円又は%)	82.7	82.6	89.8	87.7	87.6	90.3	90.9	92.8	94.5	96.6
総収支比率(法適用) (%)	109.9	110.2	102.6	101.0	100.2	92.2	106.8	107.4	103.3	103.7
経常収支比率(法適用) (%)	110.2	110.2	102.6	101.1	100.3	92.2	107.0	107.6	103.5	103.9
営業収支比率(法適用) (%)	121.1	119.5	111.9	110.2	109.4	99.4	114.3	114.4	108.8	108.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分 (%)	4.0	4.5	6.0	3.3	2.1	1.9	1.5	1.4	1.3
	うち基準内繰入金 (%)	1.6	1.5	2.1	2.2	1.9	1.7	1.3	1.1	1.1
	うち基準外繰入金 (%)	2.4	3.0	3.9	1.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
	資本的収入分 (%)	34.4	22.6	10.1	12.2	47.1	7.0	12.0	5.9	19.5
	うち基準内繰入金 (%)	33.3	20.7	8.6	10.5	42.4	6.1	10.0	4.7	15.8
	うち基準外繰入金 (%)	1.1	1.9	1.5	1.7	4.7	0.9	1.9	1.1	3.7

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	直近の料金改定は平成8年6月で総括原価方式により料金を設定。給水人口の減少、企業の水道利用の減少等により料金収入は減少の一途をたどり、平成22年度に単年度赤字に陥ることが予測されることから、平成23年度に20%程度の料金改定を予定している。
2 他会計繰入金の見込み	繰出基準に基づき算出。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	長府浄水場現地更新に係る経費を計上。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	<p>平成19年4月1日に上下水道事業を統合し、業務量が増えたが、引き続き業務委託、機構改革等により経営の効率化を図り、「定員適正化計画(H22.4.1時点で5%減目標)」及び「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針(H23.4.1時点で5.7%減目標)」に基づき定員管理を行っている。H17.4.1時点の水道事業会計所属職員数183名を、H22.7.1時点では167名とし、16名削減(8.7%減)している。今後も水質管理体制の強化、浄水場の更新、水道施設の耐震化等の事業を推進しながら、引続き業務の見直し等により経営の効率化を図り、適正な定員管理を行っていく。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>H22. 1. 1の昇給を1号抑制した。平成22年度より管理者の給料を10%カットし、管理職の給料を1%カット(部長級は1.7%)している。特殊勤務手当については、H20. 4. 1に夜間漏水防止工事手当の廃止及び作業従事手当の日額化を、H22. 4. 1に作業従事手当の支給対象業務等の新認定基準の制定を行った。また、企業手当については、H19. 4. 1(H20. 9. 30まで経過措置有)に廃止した。今後も国公準拠を基本として見直しを行っていく。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>水道事業部門に技能労務職員は在職しておらず、今後も採用予定なし。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特昇はH18. 1. 16に廃止し、退職手当制度の国と同様の見直しはH19. 4. 1実施した。今後も国公準拠を基本として見直しを行っていく。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>職員の福利厚生に関する事業を実施している下関市互助会に対する事業主負担金の負担水準について、平成19年4月より引き下げを行った。引続き福利厚生事業の内容を精査し、市民の理解が得られ職員のニーズに合う事業への見直しを実施していく。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<p>漏水調査を計画的に実施することにより効率的な漏水修繕を行い修繕費用の削減を図る。維持管理の効率化を図るため各施設に遠隔監視システムを導入し、維持管理費の削減に取り組む。特別高圧受変電設備更新により力率の改善を図り、動力費の削減に取り組む。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>平成16年度から検針・収納業務の一括業務委託を実施し、平成20年度より窓口収納業務等も委託範囲に含めるなど、実施可能と思われる業務については委託化をすすめている。今後も必要に応じて検討していく。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		平成23年4月に約20%の水道料金改定を行うことにより適正な料金水準への引上げを予定しており、売却可能資産が発生した場合には、処分等を行い収入の確保に努める。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化については、ホームページで公開しており、また、財政状況についても予算及び決算をホームページや情報誌で公開している。
○ 行政評価の導入		平成19年4月から行政評価システムを導入し、施策評価や事務事業評価の点検結果を踏まえ、今後の取り組み方針を検証し、予算や企画立案に反映させ、行政活動の質的向上を図り、行政評価の実施状況について年度ごとにホームページに公開している。
4 その他	①	下水道使用料徴収に係る経費等を下水道事業会計が負担していなかったが、会計間負担を適正にするため下水道事業会計に負担を求める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	漏水調査を計画的に実施することにより効率的な漏水修繕を行い修繕費用の削減を図る。 H22年度以降 7,000千円減(修繕費) 維持管理の効率化を図るため各施設に遠隔監視システムを導入し、維持管理費の削減に取り組む。 H22年度以降 1,800千円減(委託料) 340千円減(通信運搬費) 特別高圧受変電設備更新により力率の改善を図り、動力費の削減に取り組む。 H23年度以降 1,500千円減
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	合併前に豊田町で起債した過疎債で水道事業費に充当したものを現在水道事業で償還しており、その過疎債に対し一般会計が元利償還金の70%の交付税措置を受けているため、その額を基準外繰出しとして繰入れを行っている。 また、市民に一定数以上の公衆浴場は不可欠であり、利用者が減少しつつある現在公衆浴場が負担する水道料金を低額にする必要があるという市長部局側の政策のため、湯屋用水道料金に対し基準外繰出しとして繰入れを行っている。 このように、繰出基準に基づく繰入れではないが、一般会計との協議等により繰入を行うべきものとして該当する内容のもののみを基準外として繰入れている。
4 その他	下水道使用料徴収に係る経費等を下水道事業会計が負担していなかったが、会計間負担を適正にするため下水道事業会計に負担を求める。 H22年度 24,000千円増 H23年度 54,000千円増 H24年度以降 114,000千円増

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	21,422	25,368	25,576	25,700	25,753	27,677					
		延長計画の目標値		23,187	22,013	20,731	25,753	27,677		20,195	19,232	18,502	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率				20.0								
		改善効果額(料金の適正化)				1,160	1,130	1,099	3,389					
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)												
		改善効果額												
	給与水準													
	改善効果額													
	その他( )													
	改善効果額													
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	3,389				
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	206				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他(会計間負担金の確保)				23	47	77		137	137	137	
		改善効果額					24	54		114	114	114	420
		【経費の削減】											
		職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)											
		改善効果額											
	給与水準												
	改善効果額												
	その他( )												
	改善効果額												
	維持管理費等				300	291	290		290	290	290		
	改善効果額(適正化)					9	10		10	10	10	49	
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他( )												
	改善効果額												
									延長計画改善効果額 合計 A			469	
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B				
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C				
									A+B+C				
									<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)				467

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	273	270	280	278	277	277	275	273	271	269
年間総有収水量 (千 $m^3$ )	33,494	33,087	32,809	32,134	31,657	30,631	30,021	29,428	28,854	28,297
公称施設能力 ( $m^3$ /日)	165,250	165,250	165,250	165,250	164,381	164,381	164,381	164,381	164,381	164,381
1日最大配水量 ( $m^3$ /日)	—	—	109,567	114,782	125,080	124,214	123,214	122,364	121,382	120,540
最大稼働率 (%)	—	—	66.3	69.5	76.1	75.6	75.0	74.4	73.8	73.3
供給単価 (円/ $m^3$ )	162.9	162.7	168.9	169.1	168.7	168.9	203.4	204.2	204.9	205.7
給水原価 (円/ $m^3$ )	160.6	161.8	176.6	175.3	174.1	190.9	197.4	198.9	207.9	208.1

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

全簡易水道統合済。